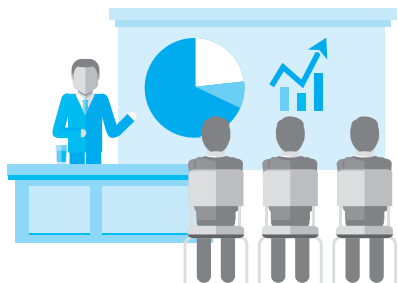


会議報告



IFRS諮問会議 (2023年11月) 会議概要

日本公認会計士協会 相談役

せきね あいこ
関根 愛子

ニッセイアセットマネジメント株式会社
執行役員 運用本部副本部長

いぐち じょうじ
井口 譲二

(報告者: 関根 愛子)

1 はじめに

IFRS諮問会議(IFRS-AC)が、2023年11月7日及び8日にロンドンにて対面会議で開催された。IFRS諮問会議は、IFRS財団評議員会、国際会計基準審議会(IASB)及び国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)に、戦略的な事項や

その他優先事項をアドバイスするための諮問機関である。議長1名と委員55名の合計56名から構成され、先進国、新興国の財務報告関係者から幅広く選出されており、日本からは、日本公認会計士協会を代表する関根愛子と日本証券アナリスト協会を代表する井口譲二氏の2名が委員として参加している。また、金融庁より企画市場局企業開示課国際会計

図表: 2023年11月開催 IFRS諮問会議 議事一覧

予定時間(ロンドン時間)	Agenda Paper 番号	議事
11月7日		
9:30- 9:45	1	前回の会議からのアップデート
9:45-10:45	2	IASBの活動報告
11:15-12:15	3	ISSBの活動報告
13:30-14:15	4	基本財務諸表
14:25-15:25	4	分科会(基本財務諸表)
15:55-16:55	5	ISSBアドプション戦略
16:55-17:00	—	議長によるまとめ等
11月8日		
9:00- 9:05	—	議長による本日のアジェンダ紹介
9:05- 9:30	6	IFRS財団評議員会の活動報告
9:30-10:00	7	IASB戦略刷新-3.0世代
10:10-11:10	7	分科会(IASB戦略刷新-3.0世代)
11:30-12:00	4	分科会報告(基本財務諸表)
12:00-12:30	4	基本財務諸表の全体会
13:45-14:15	7	分科会報告(IASB戦略刷新-3.0世代)
14:15-14:45	7	IASB戦略刷新-3.0世代の全体会
14:45-15:00	—	議長によるまとめ等、閉会

調整室長の倉持亘一郎氏がオブザーバーとして参加し、IASBより鈴木理加理事が出席した。

2 全体のスケジュール

2023年11月の会議の議事一覧は、前頁の図表のとおりである。

本稿では、このうちの主な内容を説明するが、詳細な議事概要は、IFRS Advisory Council 2023 “Chairman’s Report IFRS Advisory Council November 2023”を参照されたい¹。

3 議事概要

(1) IASBの活動報告 (AP2)

Andreas Barckow IASB議長より、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」及びIFRS第19号「公的説明責任を有さない子会社：開示」が2024年前半に公表予定であること、米国財務会計基準審議会 (FASB)との関係では、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」とIFRS第16号「リース」の適用後レビューを可能な限り協力して共同で行う計画であること、コネクティブティの観点からISSBと2024年1月に共同会議を開催する予定であることが説明された。

(2) ISSBの活動報告 (AP3)

Emmanuel Faber ISSB議長より、ISSBの活動報告として、6月のIFRSサステナビリティ開示基準 (ISSB基準) 公表後の証券監督者国際機構 (IOSCO) によるISSB基準のエンドースメント等の主要な取組が説明された。また、今後の活動として、能力開発を含むISSB基準の適用支援、法域におけるISSB基準の適用を支援するためのアドプション・ガイド開発等が紹介された。

これに対し、IFRS-ACメンバーからは各法域における相互運用可能性の進捗状況やその意義、アドプション・ガイドに関する質問等、様々な質問が提起されて議論が行われた。

井口氏より、「アドプション・ガイドの具体的な公表時期を教えてください。また、中小企業 (SME) 向けの基準開発を検討しているか。」との発言があった。これに対して、アドプション・ガイドは年末までの公表を目指しているが、来年に遅れる可能性もあり、また、現状、基準内に緩和措置を導入しているため、中小企業向けの基準策定は考えていないが、将来的に検討する可能性はあるとの回答があった。

倉持氏より、「(気候変動に関連した従業員のリスキング等の社会的側面の開示に関する教育マテリアルを作成するというISSB側の説明に関連して) 気候変動のみならず他のサステナビリティピックにおいても人的資本のような社会的側面の開示は重要だが、別々の教育マテリアルを作成するのか。むしろ、人的資本プロジェクトによって包括的に扱うべきか。」との発言があった。議長からは、アジェンダ協議の結果、人的資本プロジェクトに取り組むかどうかはまだわからないが、もし取り組まない場合は、個別のサステナビリティピックに対して別々の教育マテリアルを作成することになるのかもしれないとの回答があった。

報告者 (関根) は、「欧州サステナビリティ開示基準 (ESRS) は、欧州企業のみならず域外適用もあり影響が大きいと、ハイレベルでの対応をされていることは歓迎するが、より実務的なレベルでの相互運用可能性がどう進んでいくか注視している。」と発言し、また、アジェンダ・コンサルテーションの今後の具体的な対応のタイミングについて確認があった。

(3) 基本財務諸表 (AP4)

IASBスタッフより、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」について、①コミュニケーション戦略で用いるハイレベルな資料、②発効日 (2027年1月1日) に向けた一貫した適用支援のための活動時期、対象とする利害関係者、及び教育文書等のツールが説明された。

IFRS-ACメンバーからは、ハイレベルな資料の改善点として、営業区分は残余であることの明確化、経営者業績指標 (MPM) は財務諸表内で開示するため監査対象となることの強調、IFRS第18号による変更点と変更されない点の明示等、様々な提案がなされた。

また、銀行、保険会社及び不動産会社を一般事業会社とは異なる特定の対象とすること、利害関係者としてサービス・プロバイダー等を加えること、早期適用された場合の経験の共有等、様々な提案がなされた。

(4) ISSBアドプション戦略 (AP5)

ISSBスタッフより、ISSB基準のアドプション戦略として、各法域における開示規制への適用に加えて、企業による任意適用と投資家による採用を広める二方面からのアプローチを採用することが説明された。また、各法域におけるISSB基準を巡る議論の進捗状況や最終的な適用状況をウェブサイト等で公開するアイデアが紹介された。

IFRS-ACメンバーからは、より広い利害関係者への働きかけや対話、アドプションと能力開発の同時進行の重要性、各法域における進捗状況の透明性を高めることへの賛同等の意見が述べられた。

報告者 (関根) は、「Agenda Paper ではISSB基準におけるアドプションの perfect endをIFRS会計基準と同様の形で述べているが、そのように進めていく場合、IFRS会計基準と同様に中小企業

への配慮も必要ではないか。」と発言した。

(5) IASB戦略刷新—3.0世代 (AP7)

IFRS会計基準は140か国を超える法域でアドプションされており、20年間でIASBは大きな成功を遂げているが、現状に満足すべきではなく、様々な利害関係者の期待、基準のカーブアウトや発効日の延期等のリスクがある中で、今後はどういうように成功を達成するのが今回新たなテーマとして議論された。

IFRS-ACメンバーからは、将来については、投資家ニーズの変化、デジタル、AI、資本市場等の外部環境の変化への対応の必要性等、様々な意見が述べら

れた。

4 次回の予定

次回のIFRS-ACは、2024年4月に開催される予定である。

5 おわりに

Erkki Liikanen評議員会議長より、「1つの財団に2つのボード」であることが強調されたが、両審議会は異なる段階にある。IASBは140か国超でのアドプション達成後、次の時代に向けた戦略刷新を検討している一方、S1及びS2

を公表したISSBは、企業、投資家、規制当局等のステークホルダーと各法域を通じたアドプション戦略を提案しており、今後、各々の戦略に注目するとともに、2つのボードのコネクティビティを活かした1つのIFRS財団としての戦略に期待したい。

<注>

- i IFRS財団ホームページ [<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2023/november/ac/ifrs-ac-meeting-summary.pdf>] 参照